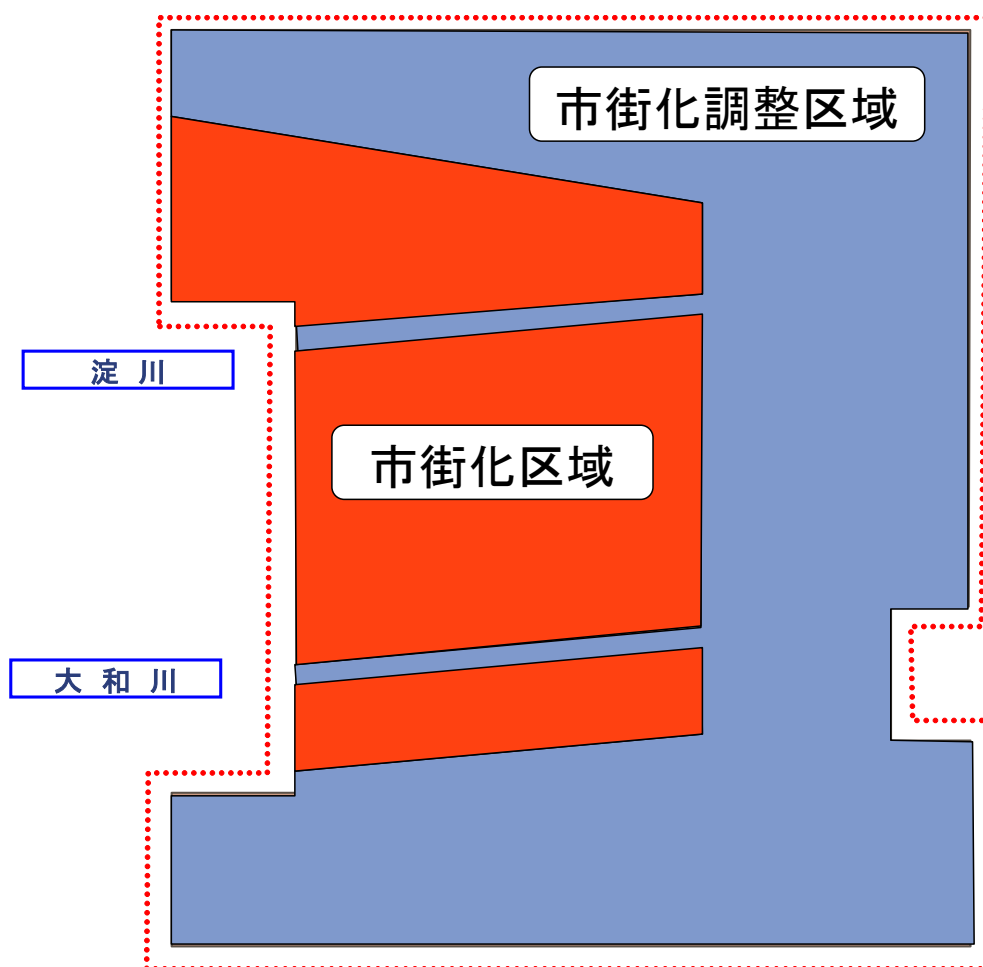


「大阪の^{かわ}河川を愛する会」講演会

都市計画法の中の河川

元 大阪府 建築都市部 理事 正木 啓子



2009 年 6 月 25 日

大阪赤十字会館 301会議室

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	都市計画法と河川・・・・・・・・	2
2. 1	都市計画による河川の位置づけ	
2. 2	都市計画法の経緯	
2. 3	緑地計画	
2. 4	市街化区域と市街化調整区域	
3.	都市計画の事例・・・・・・・・	10
3. 1	深北緑地	
3. 2	地下河川	
3. 3	芦田川の二層河川	
3. 4	淀川河川公園	
3. 5	千里川の区画整理	
3. 6	春木川・西豊川の区画整理	
3. 7	スーパー堤防	
4.	最後に・・・・・・・・	22
5.	質疑応答・・・・・・・・	23

<司会>

本日ご講演いただきます正木様は、大阪府庁に入庁以来、都市計画をはじめ都市整備・公園などさまざまな都市整備行政に携わってこられ、建築都市部理事を勤められた後、ご勇退されておられます。

現在は、大阪府道路公社理事長として大阪府の道路行政を行われておられます。本日ご出席のご存知の方も多いかと思います。

また、社団法人土木学会を始めまして各種団体活動にも参加され、多様な活動を行っておられるところでございます。

本日は、「都市計画法の中の河川」というこの演題からもわかるように、都市整備行政の中で河川がどのように見られているのかという視点についてご講演いただく予定です。

われわれも河川行政に携わるものとして、大変興味深いお話を頂戴できるものと考えております。

それでは正木様、よろしくお願いします。

1. はじめに

呼んでいただきまして、大変ありがとうございます。実は一番最初に池野会長のほうから、都市計画と河川というのか、まちづくりと河川という言い方だったと思うのですが、まちづくりと河川について、「なんか話せよ」とご命令いただいたんですけど、私も最初の言葉が、「河川で私天敵ですよ。」と言ってしまったのです。昔のことをいろいろ思い出したら、恨み辛みが山ほど出てくる（笑）と言ってしまったんです。ただ、後で冷静に成りまして、そんなことをいったら、この近所をともに歩かれへんし、それこそ闇夜もあるし、ちょっとだけ冷静に成りました。



写真1-1 挨拶を行う正木講師

まず、ごまかしというか、都市計画の全体の流れって、意外と河川行政の方がなかなか、そこに接する機会がないということで、最初に少し都市計画法の経緯とか、なんで河川と都市計画の間が、（男と女の間には・・・というのがありますけどね、深くて・・・あれなんでしたっけね？何とかの河がある・・・そういう感じの）本当に少し間が空いていて、なんで、そういうものになったのか、という事を歴史的なことからもお話してみようと、そして、ちょっとずつ愚痴を言おうかな、という風に思っております。

こういう機会を与えていただきましたんですけども、今まではどっちかというと、私は、防災とか防犯とか、そういった自分の専門的な話だと気楽に話せたのですが、なんとか河川にもっていかうというので、かなり無理がありますんで、思い出したりはしているのですが、この歳でございますので、ひょっとしたら勘違いもある、「そんなことはないで」ということもあるとは思いますが、それについてはどうかご容赦お願いしたいと思います。

2. 都市計画法と河川

2. 1 都市計画による河川の位置づけ

本日は「都市計画法における河川というテーマ」で、都市計画と河川の関係、それについてお話をさせていただきます。

まずは、都市計画による河川の位置付けということなのですが、一般に都市計画の話をする時には、働く、それから、憩う、それから、移動する、当然、一番大事な事が住むという、この4点が都市計画法の一番基にあるということなんです。住む、働く、憩う、移動するその4点から、そのなかにあるというのは、あくまで陸地での話で、水を全く考慮されていない。土地利用をどうするんだろう。それから、道路とか公園とか下水道等の都市基盤施設等をどのようにしておけばいいのだろうか、そうした事が都市計画上の手腕になります。

一方で、皆さん方河川の専門家ばかりの方だと思うのですが、河川のほうから見ましたら、堤防によって隔てられた、片一方は堤外地であり、もう片一方は堤内地ということで、内と外ということで、どちらかというと、河川と市街地というのが、対局にあるというようなとらえ方が、通常されています。河川というのが、都市計画のなかで、どうかなというのはあるのですが、まず最初言いましたように、ごまかしたいというのがあります。

2. 2 都市計画法の経緯

都市計画法の経緯を表 2-1 で少しご説明したいと思います。

まずは、明治 21 年 1888 年が東京市区改正条例、これが一番最初の都市計画と言われているものです。聞いていただいている方も多いと思うのですが当時、明治の時に海外から外人の方が来られて、やはりそこに国威を示さなければいかんと、そのときにドロドロの道があったり、木造の家だけで、それを見ていただいて国威を示すのは如何なるものかというのがありまして、まず元の旧東京市なんですけども、そこを中心に改造してしまおうと言うことで 1888 年に、東京市区改正条例ができました。これが一

表2-1 都市計画法の経緯

西 暦		内 容
1888	明治21年	東京市区改正条例
1896	明治29年	河川法公布
1900	明治33年	下水道法公布
1918	大正7年	市区改正条例5大都市に準用： 大阪、京都、横浜、神戸、名古屋
1919	大正8年	旧都市計画法公布
関東大震災		
1923	大正12年	特別都市計画法公布
1937	昭和12年	防空法公布
第二次世界大戦		
1939	昭和14年	東京緑地計画作成
1941	昭和16年	防空法改正
1946	昭和21年	特別都市計画法公布
1958	昭和33年	下水道法公布
1964	昭和39年	河川法公布
1967	昭和42年	公害対策基本法制定
1968	昭和43年	新都市計画法公布

番最初の都市計画と言われるものです。ただ都市計画と言われるものですけど、あくまで東京市だけで、あとわずかその周辺ということで、実際には他の、特に大阪なんか全く関係なし。ということで、あく

まで東京の都心部をどうするかということになっております。

それから中身としては、具体的によく話題になりますが、銀座の煉瓦通りとか、それから今、官庁街ができておりますけども、霞ヶ関のところ、ああいったような官庁の集中計画というのが、そのときの改造された結果の物です。一番大きなもので、みなさんがご存じなのは、東京市区改正条例に基く改造でできたのが、日比谷公園なんですね。東京行ったとき、いつも寄ってますけども、あれが、これのなごりということです。

もう一つは国威公用というのともう一つは伝染病とか、大火とか、特に当時コレラが問題だったのですけども、そういったもので、衛生問題それから、大火の防止とか、そういったことで、この市区改正条例が出来ております。ちなみに大阪では、ずっとこの後なにもなくてですね、ただしここできましたら、その次の、明治 29 年 河川法の公布されております。だからこういう東京市区改正条例で都市をどうするかというときと、その次に河川法、下水道ということで、ここらへん特に下水道なんかは、コレラの関係でずいぶん早めに法律が公布されています。

実はそれから、ずいぶん人口が急激に増えておりまして、1888 年の市区改正条例から 1918 年だいたい 30 年くらい経ってきたのですけども、この 30 年間に、都会での人口が 4 倍程度に日本では増えております。要は、ほかのところが、どうにもならへんようになって、30 年ほど経ったときに大阪 京都 横浜 神戸 名古屋、いわゆる昔言っていた 6 大都市ですね。東京加えて、その 6 大都市になんとかせないかんということがあって、それで、いよいよ都市計画法が交付された翌年に旧の都計法といわれているものが交付されました。ただ、実は東京市区改正条例というのは、事業の何年までに事業化をせないかん、ということがはっきり決まっておまして、1916 年までに事業化をするということが、きっちりそこで決められていたのですね。それがずっときて、全国に都市計画法というのを適応しようというときには、なにが起こったかということ、事業費がないと、なければ、目的税をつくったらいけないかということなんですけど、実際には目的税というのが、なにもできませんで、一部だけはわずか、一番最初にいわれていたのが、地価の増加した分だけを税でとりましょうというようなことがあったのですけども、結局それも駄目になったり、それから、都市計画としてトータルでやるときに、補助金を付けましょうという事も、この段階で財務関係から全部駄目になって、結局お金がついてこなかった。この旧都市計画法というもののなんですね。実は今もずっとひきずっていまして、事業費というのは、皆さんご存じのように、各事業ごとに、河川は河川事業で、道路は道路事業で街路も街路の都市局の街路事業ということで、下水道は下水道事業で、本来は、都市計画で一括で出来るような、お金が付くというのが、望ましかったのですけども、旧都計法のときに、すべてそれは全部駄目になっちゃったと。それが、ずっと永遠繋がって、現在に至ってしまったということです。

その旧都計法と東京市区改正条例の共通項としては、両方とも実は国が指揮ができる様なシステムになっているということです。これは、実は今の都市計画法にもずっと引きずっていまして、現在の都市計画法が本当の意味で、地方分権と言うのか、各都道府県と市町村の手にきたという、いわゆる自治事務になったのが、2000 年で地方分権一括法が出来たときで、そのときやっと都市計画法も変更されて、自治事務になったということです。だから、2000 年までは、なにがあったかということ、大阪府の都市計画地方審議会でもいろいろ決めてましたが、あくまで、あれは大阪府知事が期間委任事務として、やっていただけなんです。だから、あくまで国の仕事を大阪府が委任事務としてやってたという、そういうような、扱いになっています。それはすべてこの市区改正条例のように国威発揚ということで、目的が元々違ったわけですね。そこから、都市計画法がずっと、きちゃったものですから、今に至っても、

昭和 43 年ですね。ここまでそれが、流れてきてしまったということです。それから、これは旧の時に
ずいぶんやりあったけども、非常に財政状態もあんまり良くなかったということで、全部新しい税制制
度も全部駄目になってしまって、お金が付いてこなかったということです。そういうような状況にあっ
て、結局どういう影響になっているかといったら、特別都市計画法をつくらないといけなくなったとい
うことです。特別都市計画法とは、関東大震災や第二次世界大戦、神戸の大震災など、こういう大きい
ものが起きたときに、やはり、事業費をつけていくためのものです。本来なら都市計画法でできれば、
わざわざ特別なんとかなんて、つくらなくてもよかったのですが、そういうことをつくらないとい
けないというのが、今のシステムのまずさというところにあります。

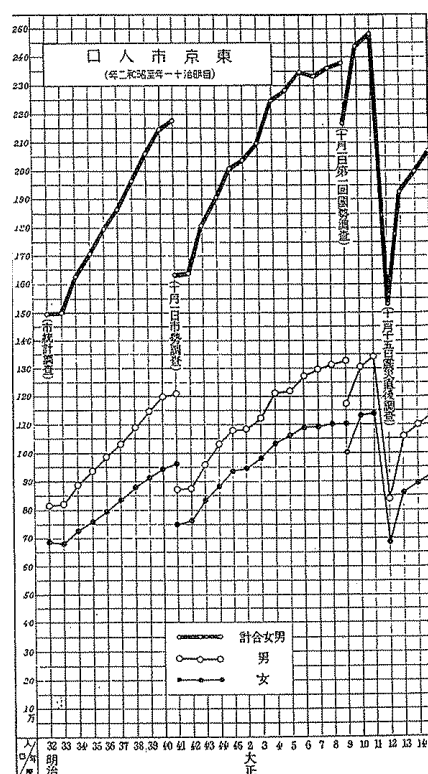
法律の経緯としては、そういうところからずっときているのですけ
ども、もともと河川というのは都市計画法で、都市計画決定できる施
設なんです。ところが、道路も河川も全部事業費が、国から補助金
なんかがでてくるということなんで、別に都市計画みたいな、やや
こし手続きせんでも、やりやすい様にやればいい、それから、事業
費がもらえるなら、もらえるように動けばいいということでやって
きています。最近では、事業費がもらえないとか、あるいはその、
事業費をもらう前にいろんな、露払いが必要なときとか、そういう
ことに使われ出したというのがあり、これは法の元からの一つの流
れの中でそういう状況になってきたということです。

話が非常に長くなりしたけれども、全体の経緯としましては、そ
ういうことにあります。

表 2-2 で一番高いところが大正の 9 年で、旧の都市計画法ができた
ところなんです。

表 2-3 の人口増加率の推移で、ちょっと大阪が先行しているの
ですけども、今の都市計画法ができたのが人口がめっちゃめっちゃ伸びた
昭和 43 年のところなんです。これは、「密集市街地ができたのはな
んでや」、といわれる時に作った資料使っているの、昭和 43 年と

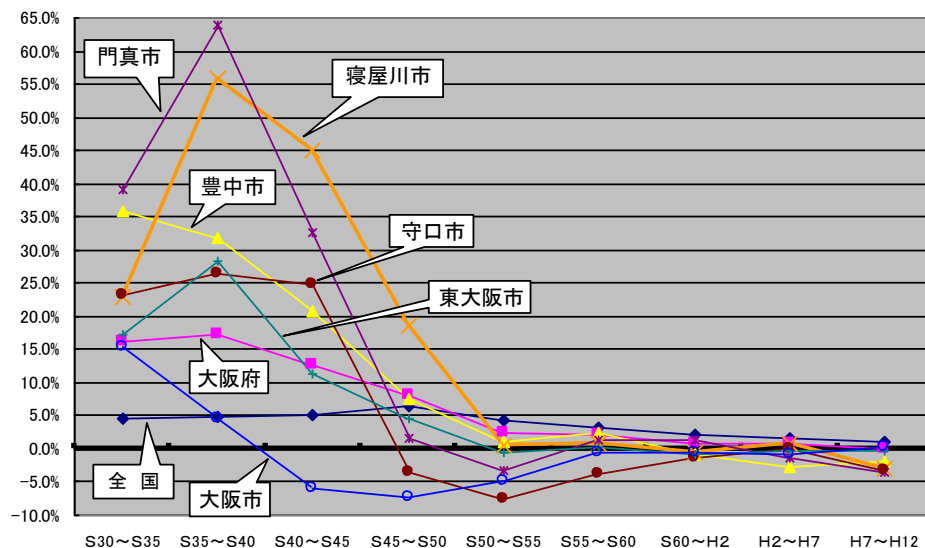
表2-2 東京市の人口推移



いうのが、わかりにくくなっ

ているのですけども、そ
のときの一番ひどいところ
は、門真 寝屋川 豊
中のように 5 年で 60
数%増えていました。全
国的に都市化現象が激し
かったそういうときに新
しい都市計画法ができて
います。

表2-3 人口増加率の推移



2. 3 緑地計画

河川との関係でいきましたら、大阪にも緑地計画というのがありました。図 2-1 は、ちょっと古い図面になるのですが、昭和 16 年で、4 大緑地です。服部、鶴見、久宝寺とそれから、大泉ということで、4 大緑地となります。それから緑地を繋ぐようにとりまく大阪市の周辺緑地で、この取り巻いているところが、ちょうど中央環状線ができているという場所になります。

昭和 16 年に都市計画決定をやっております。都市計画するといふときはたいがい人口がどうこういふときなんですけど、4 大緑地の都市計画は、大阪市が非常に外へ外へ住宅地が広がってきて、この緑地でとめてしまおうというのが一つ。もう一つは戦争の危うさがあったときなんで、4 大緑地は、それぞれ防空緑地として大阪市の周辺に置いていこうというような動きがあったようです。

初めは周辺緑地ということだったのですが、そのあと、防空緑地で、今度は空地帯というのが出てきました。図 2-2 は昭和 18 年頃なんですけど、緑地や空地帯の位置付けで河川がきちっと入っているんですね。大きい淀川と大和川なんですけども、そういった形で緑の位置付けをここでされております。ですから、最近河川は風の道とか、公園的な機能があると、いかにも最近言ったような感じなんですけども、実はもともと昭和の戦争前から、緑地計画としてきちっと河川は位置付けがされております。

そういう意味で、最近いかにも河川空間をなんとかと言うのですが、河川機能というのは昔から、いろんな機能があるのだという、位置付けはされていたということになります。

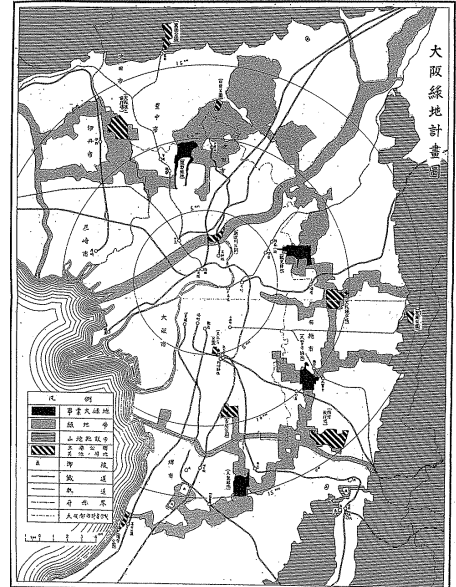


図2-1 大阪緑地計画図

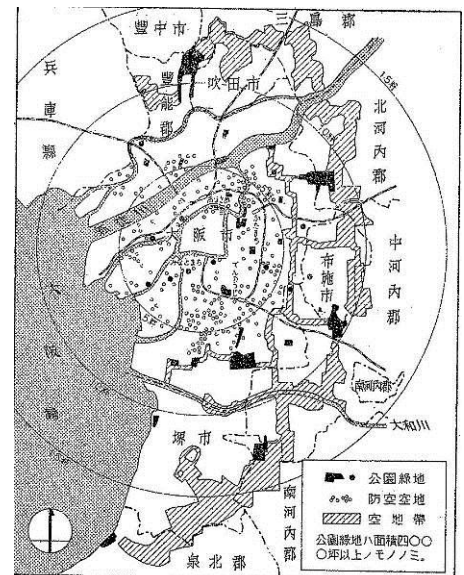


図2-2 大阪公園緑地及び
防空空地・空地帯配置図

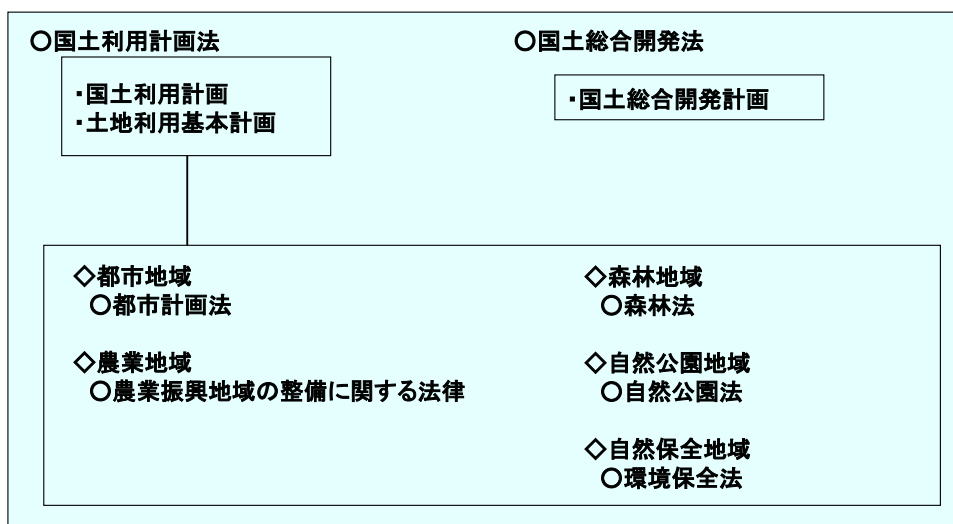
2. 4 国土利用計画法

都市計画法の経緯で河川とか、道路とかの大きな施設との距離が少しできたということと、河川そのものがグリーンベルトの中にきっちりと位置付けられているというお話をさせていただいたんですが、次に河川の土地利用とはどういうものなんだろうかと、ということについて話します。

都市計画法の形式的な上位（実際にはあまり上位でないかもしれないですけども）には、国土利用計画法というものがあります。国土利用計画法は実は都市計画法よりずっと新しい法律になります。新しい法律なんですけども、表 2-4 のように、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法とか、環境保全法とか、こうした他の法律を全部土地利用法一つにするという意味では、総合的な法律になっております。そういうことで、少し、ここのまとめの話で、都市計画法が全体の土地利用計画の中でどういう場所にあるのかということだけ、少しご説明したいと思います。

実はこの国土利用計画というのも、発想はすごいよかったのですが、作られた方が、田中角栄さんなんですね。やっぱりあの発想というのは普通の方ではできないのではないかと思います。日本列島改造論から、全部スタートしているんですけども、そのなかで非常にいい発想はなさっています。各個別の法律に任されていた土地利用計画を、国土利用計画の中で一つにしたと。ここで、国土利用計画法で規定の中の土地利用基本計画において、都市計画法の都市計画区域を都市地域と呼ぶと。農業振興地域の整備に関する法律の農振地域を農業地域と呼ぶと、森林法も全部そういう形でいろんな法律に分かれた土地利用を、とにかく一つにしまおうということで、この 5 地域に分けております。

表2-4 国土利用計画法



大阪府の場合でどういうことかといいましたら、大阪府の面積が、表 2-5 のように 19 万 ha ということで、この都市地域というのが都市計画区域で、ほとんどなのですけれども、18 万 9000 ということで、少し大阪府の行政面積よりも都市地域が少なくなっています。これは、大阪府下で唯一都市計画区域に入っていない孝子地区といわれている所が、南の方で少し抜けているためです。あとは、それぞれ、農振地域、森林地域とあるんですけども、自然保護地域は誤差的な数字なのですけども、これはそれぞれ重なっていますので全部合計しても合いません。

大阪府の行政面積にあわないということなんです、こうした農振地域なんかも、都市計画区域のなかにあるよと、森林地域も都市計画区域の中にあるよと、ということで土地

利用がそれぞれの個別法の中で、一つの図面におとしてみたら、全部重なっているということです。本当はそういうことが、いいのかということはあるんですけども、結局ばらばらで作っちゃったものだから、土地利用計画上、5 地域を重ねたら、重なってしまったというようなことになります。その中で先ほど言いましたように、都市計画区域というのが、年次で少しずつ数字が違ってすいません。今。行政区域が 18900 になっていて、都市計画区域が孝子地区の 600 を除いたくらいだと思います。その都市計画区域のうち半々が市街化区域と市街化調整区域であるということです。ほぼそういうことですね。

今度はその都市計画区域の一例を載せています。大阪府の都市計画区域マスタープランというのがあるのですが、都市計画区域で海があった場合どうなるかということなんです、行政区域及び岬町の一部を除く区域（地先、公有水面

を含む）ということになって、海の方は行政区域内まで含みますよということになります。ただ、図面に描くときは、実際には行政区域の陸地しか描いていませんけど、地先、公有水面を含むということになります。

表2-5 土地利用基本計画図地域区分別面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域 区 分	都市地域	189,604	99.6
	農業地域	32,553	17.1
	森林地域	56,278	29.6
	自然公園地域	19,092	10.0
	自然保全地域	38	0.0
計		297,565	156.4
白地地域		123	0.1
合計		297,688	156.4
大阪府面積		190,338	100.0

	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
大阪府	189,785	189,226	95,328	93,898	1,006

表2-6 大阪府の面積

表2-7 南部大阪 都市計画区域マスタープラン

区域名	区域の範囲	規模
南大阪 都市計画区域	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村の行政区域全域及び岬町の一部を除く区域(地先公有水面を含む)	約86,630ha

2. 6 市街化区域と市街化調整区域

図 2-3 が市街化区域と市街化調整区域のだいたいの雰囲気です。大和川があって、淀川があって、河川が調整区域になっています。大きい河川ですけど、調整区域ですね。それと、だいたい大阪市内を含む中心が市街化区域で、中央環状線あたりがだいたい境になっております。最近では、大きな市街化区域への編入とか市街化調整区域に戻す逆線引きがほとんどないので、安定している感じですね。それと、ちょうどここが岬町の孝子地区というところで、一部都市計画区域外ということになります。

図 2-4 は、大阪府の HP から取った都市計画図面です。淀川はこうに調整区域になっているということになります。大阪府の HP に、GIS の図面なんか全部、都市計画の図面も用途地域も道路関係も全部載っていますので、ぜひご覧ください。ここで見えますように、茶色い線が市街化区域と市街化調整区域の線引きの線です。新法になったとき、最初は何故か、摂津、守口、大阪という 3 市については市街化区域になっていたのですが、10 年後で、昭和 55 年にすべて調整区域にしたということになっています。

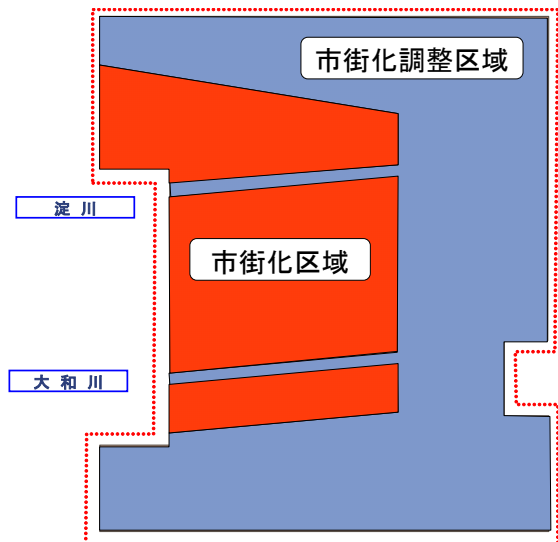


図2-3 市街化区域及び市街化調整区域

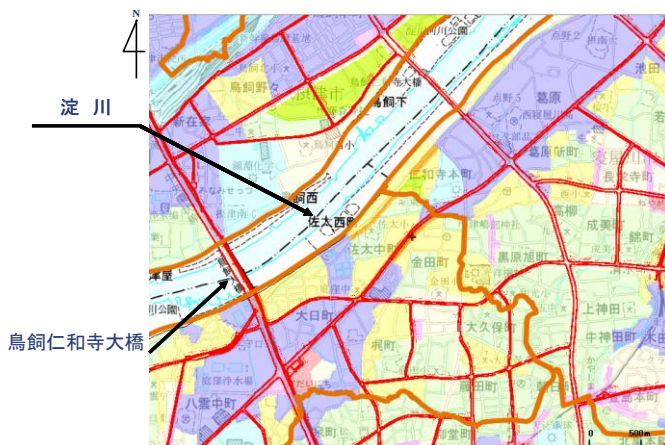


図2-4 河川流域周辺（淀川）

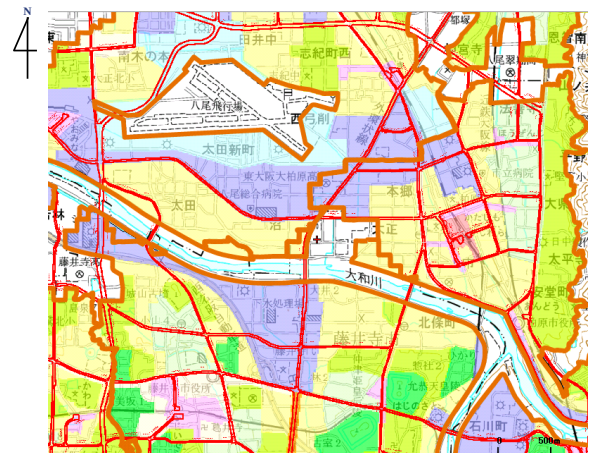


図2-5 河川流域周辺（大和川）

図 2-5 は大和川の方の周辺で、調整区域として現在位置付けがされています。大和川の方も 45 年には河川全部市街化区域になっていたものを、ちょうど線引きから 10 年後の昭和 55 年に全部市街化調整区域に戻しております。

漁業かもわからないのですが、大和川でいきましたら柏原市域は農振がかかっております。同じ様に淀川の方も、高槻市は農振がかかっております。

このように河川の土地利用は、最初は市街化区域で、途中から調整区域になってるということであろうはしているんですけども、今の現在では、調整区域という風になっています。ただし、大きいものだけでして、もう少し中小河川にいきましたなら、そのままで色ドバツと塗られています。ですから、場所によって、河川の中も用途地域に塗られているところがありますし、対面の土地利用同士の共通項

で、そのまま色塗っている場合があったり、ばらばらにしている場合があったり、その場合場合で、都市計画の扱いが変わってきている部分があります。

河川は一つの大規模都市施設なんですけども、同じように空港なんかはどういうふうになっているかと言いますと、図 2-5 に写っている八尾空港の場合は用途なしで、白地でそのまま調整区域になっています。大阪空港につきましては、準工の用途の色塗りがされております。それから関西国際空港は、滑走路のところが調整区域で、ターミナルの建物のあるところが市街化区域で準工がかかっているということで、その場所、場所で少し微妙な扱いになっております。なぜこのようになるかというと、市街化区域になると都市計画税がとれるものですから、地元の市町村の思いがそれぞれに複雑で、決めるときの力関係で決まってきているという部分があります。

3 都市計画の事例

3. 1 深北緑地

図 3-1 は専門家の方々ばかりなので非常に懐かしいと思われる図面なんですけども、遊水地作るときの基本計画書にあったものなのです。これが深北の所なんです。恩智川の所が南側です。最初に河川の横で遊水地を作って水を貯めようといったときに、その近くでどういう土地があるかということをしていろいろ探されて、基本計画を立てた時の図面です。大阪府には、寝屋川と打上、花園、恩智川というところもあるんですけども、もともと調整区域を利用されているのです。

だんだん個別の話に入っていくのですが大阪府に入った時に暫くして上司から「原田主幹のところに行ってこい」といわれた事があったのです。原田主幹という個人の名前を出しているのか、分からないのですが、悪口でないからいいとは思いますが、当時、建築の主幹をされていて府営住宅のご担当だったのです。最後は建築部長でやめられた方です。右も左も分からないときに、「深北というところが府営住宅用地を将来建てるように調整区域になっている。そこに遊水地ができるかど

うかということで、その関係者として原田さんの所に行ってこい」と言われて、それがこの深北のご縁ができたというような最初です。後で、ご担当の方とかいろいろ聞いてみましたら、もともとの発想としては、深北が第一議じゃなくて、本当に一番いいなと思っていたのは、その横というのか、大阪で一番大きな区画整理やっています。東大阪市の中部都市区画事業の場所が一番だったようです。ただ、そこで土地を手に入れようと思ったら、大変な事になっちゃうんで、将来府営住宅を建てられたらということで調整区域にしていたところに遊水地を設けようということになったと、後ほど聞きました。ちょっとあまりにも懐かしいんで、これ、そのまままってきたんですけど、図 3-2 が都市計画決定の時のもので、今はこんな手書きの図面はないんですけど、これ報告書でもなんでもなくって、都市計画決定の図書です。べつに公開問題ないやつですから、

図書の写しをちょっとお願いして持ってきて、ここでお見せしてるんですけども、まったく手書きなんです。このときに都市計画で、深北緑地として、都市計画緑地を、ここに決めております。実際には、寝屋川の遊水地になっているわけですね。

これも大阪東部の緑地計画を勘案した結果、多目的遊水事業と連携しながら、土地の有効利用を図るべく、深北緑地を追加し市民に憩いの場を提供しようとするものであるという理由にはなっていますけども、

図 2-7 洪水処理検討図

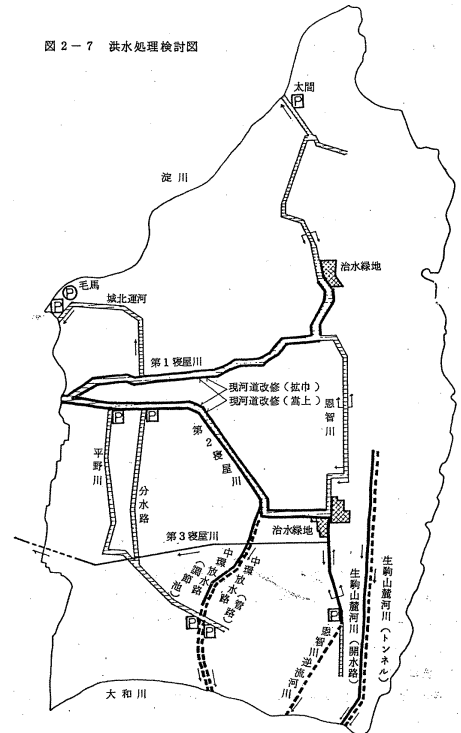


図3-1 洪水処理検討図

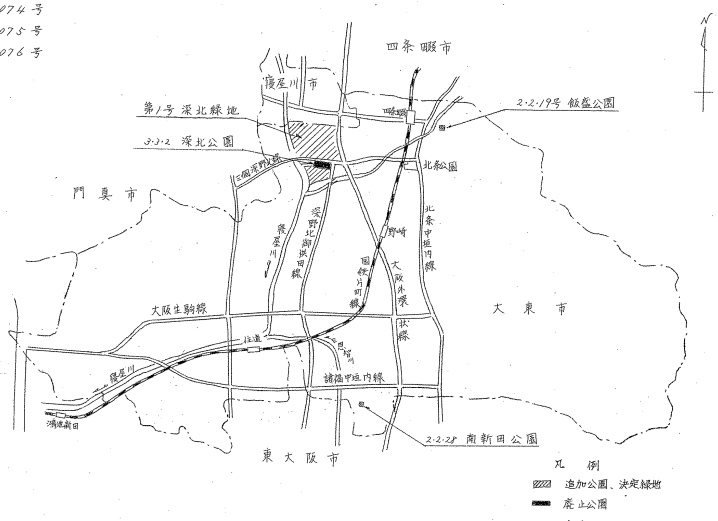


図3-2 都市計画緑地（都市計画決定図面）

実際その時ご苦労なされた方に伺ってましたら、多目的遊水地というのは場所が特定される。だけど緑地というのは特定されない。だからここに緑地の都市計画決定をしたのは、多目的遊水地をここに置かなければいけないからだと言うことをおっしゃられてました。緑地は、場所を特定されるものではないのですからどこでもいいのですね。実は今申し上げているのは、スーパ堤防の考え方も同じところがありまして、そこらへんからだんだん愚痴が激しくなるかも知れないのですけども、都市計画決定で緑地ということでやってるけど、実はそういうことなんですね。ただし、当時の河川のご専門家の方は非常にご理解をしていただける方でした。当時は、局あって省なしというような時代で、河川局とか都市局とかみんなむちゃくちゃな争いがあったのですけども、このときに限っては、非常に早い時期に大阪府のほうも多目的遊水地を、府自ら提案してます。そういったことで、非常によかったのかどうか分からないのですけども、都計審の直前にたしか河川区域指定してくれたんだということで、ずいぶん喜ばれていました。

余談ばかりになりますけども、都市計画区域は、当時は各行政単位ごとに分かれていたものですから、大東都市計画ともう一つは寝屋川都市計画という形で二つ都市計画決定がされております。ただ、現在は都市計画区域を広域都市計画に今やっておりますんで、先ほど申し上げたように 2000 年の分権の一括法以来、全部分権ですべて市に移行してばらばらになるとまずいで、ということで、大阪府の方は都市計画区域を少し大きめにとって、広域都市計画で、大阪市と北部と東部と南部に分けてます。そういうことで、今はこういうことは起きません。

3. 2 地下河川

図 3-3 は、皆さんの方がよくご存じな地下河川です。ちょうど中央環状線の下で、久宝寺のところで立坑を掘られて、地下河川を通されたことになります。

工事そのものはどうこうはなかったのですが、じつは、最初に天敵であるといったのは、たまたま立坑を閉じる時に公園の所長をやっております、久宝寺の駐車場を河川の方に工事の立坑と資材置き場含めてお貸ししていたのです。そろそろ終わったから、どうもありがとうございましたと。そこまですごくよかったのですが、管理用の通路があると、これを他で取り直したらお金もかかるし、手間もかかると、立坑で使っていたところがあるから、ちょっとだけ色彩して、隠して、建屋を少し造って、入り口

だけを造っておきたいから、よろしくという風に言ってきたんですね。で、ちょっと待てと、ここは都市計画公園だと、そこに如何なる施設を作るとは、なにごとか開設公園であるぞという話をしたんです。トータル論の理屈としては分かるけど、ようは金かかるからよこせということしかおっしゃられなかったのです。負けるのがわかっているから、かなりきつく言いました。少なくともそういうことが、あるのであれば、最初の立坑の場所、あるいは将来管理用の出入り口使える様な場所を最初から考えとけ、もうちょっと目立たん所とかというような話をここではやりました。

その次にきたのが東部下水で、中央環状線を挟んで東側の駐車場を貸してくれと、言ってきました。河川の二の舞はするなと、あそこみたいにえらいめにあって、どうせ最後になったら、公園なんてと、もうそれこそ最初ガリガリとやりました。先ほどもいいましたが、公園というのは、この面積がいるとか、ここでないといけないという理由なんて、全くないので、他の施設と喧嘩すると絶対負けるんです 100%負けます。だから、来たときに先に言えと、後で妙な事は言わないようにちゃんと話をして、もしいるなら、将来管理用の出入り口を造るというなら、最初から、目立たない場所か、あるいは、自分たちで確保することを考えてもらえ、ということで、ずいぶんめちゃくちゃきついことをやりました。それは、どうしてやったかという、本当に負けるのがわかってるわけなんですよ。最後はごめんなさいといわないといかんし、そのときも「いい加減にせよ」、という天の声がどこからかきましたんですけど、そういうことなんです。負けるときには、言いたいこと全部言っておこうということで、それが、この地下河川ですね。

久宝寺の立坑は、ずいぶん綺麗にはしていただいて、外からは見えないようになっているという話は、後で聞いています。

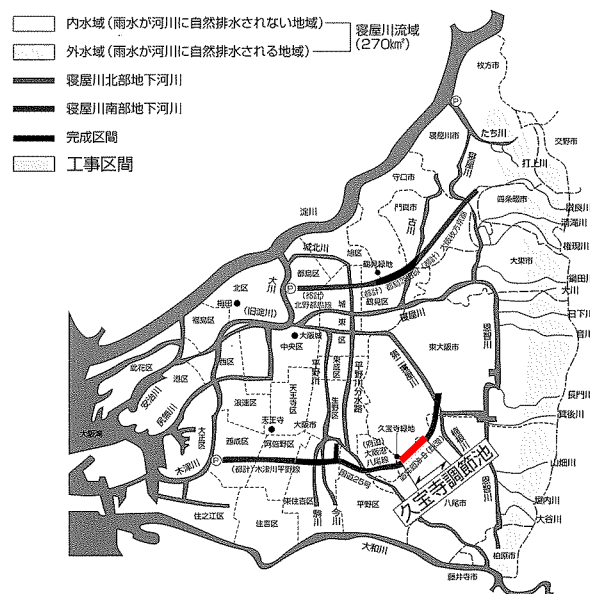


図3-3 地下河川の位置図



写真3-1 久宝寺立坑付近の航空写真

3. 3 芦田川の二層河川

もう一つが、図面がちょっとなかったのですが、高石市の二級河川芦田川です。高石市の市道で、羽衣駅から徒歩でいけるようなところで、高石市道を居住環境整備事業の街路事業で用地をずっと買っていったんですね。で、だいたい用地が買えたと。いよいよ整備やなといったときに、昭和 53 年の災害が起こって、芦田川をバイパスで、抜かやなきやなきやあかん、ついでには、その市道を通すと、分かりましたと、それは、いい話なんですけど、権原よこせと、は一つ!!と言う話ですね。これは街路事業の国の補助をいただいて、用地買収をしてきているものを、なにもなしで、権原よこせとは、なんですよ、という話をしていたら、当時はですね二級河川で、こうした整備をするときに、権原がないと事業費がつけへんねんと、事業費つけへんねんから、よこしてくれと言うことでした。また、これも負けるなと思ったので、ガリガリと頑張って喧嘩していたのですが、そのときは途中から高石市さんから、もうやめてくださいと、もう負けていいから喧嘩せんとってくださいということで、あとはようしりません。ただ、実際にはすごく協力もできて、あそこらへんで、その後、浸かったと話も聞かないので、良かったなという風には思っています。

それと、蛇足なんですけど、芦田川のバイパスを造っていたところの新村北線の街路事業というのか、居住関係整備事業、もう今はなくなった事業なんですけど、その事業でお金をもらっていた当時の建設省の担当係長の石塚さんが県政部長さんをされております。世の中狭いので、またなにかの折りには、助かりましたと言っておいて下さい。たまたま地下河川については、そういうことで、なんでやろうということが、次から次へと起こったというようなことがあります。

3. 4 淀川河川公園

淀川河川敷公園もちょっと思い出がありまして、都市計画決定されて、こういう形で河川公園が、ずっと出来ています。都市計画の時に、水面をどうするんだと、河川の水面は公園になるんやろうとか、公園利用的に、例えば、魚を見るときか、植栽を見るときか、そういったことって、公園の一つの機能として、いけるんちがうかということで、ずいぶん、水についての検討をやりました。結果的には、入ったところと、入らなかったところが出来てしまいました。実は、ちょうど最近になって、これも地政局さんが、ご担当になるんですけども、少し見直しをやろうということで、低水位のちょうど線が引けるとこまでを、公園に入れて、少し水辺に近寄った形の公園をしようかという動きがでていう風にきいています。当時は水利用が公園にふさわしいかどうか、だいぶん大議論をやって、各市ごとに、ちょっとづつ違った線になっちゃったんですけども、多分もう暫くしたら都市計画変更で違ったものになると思います。

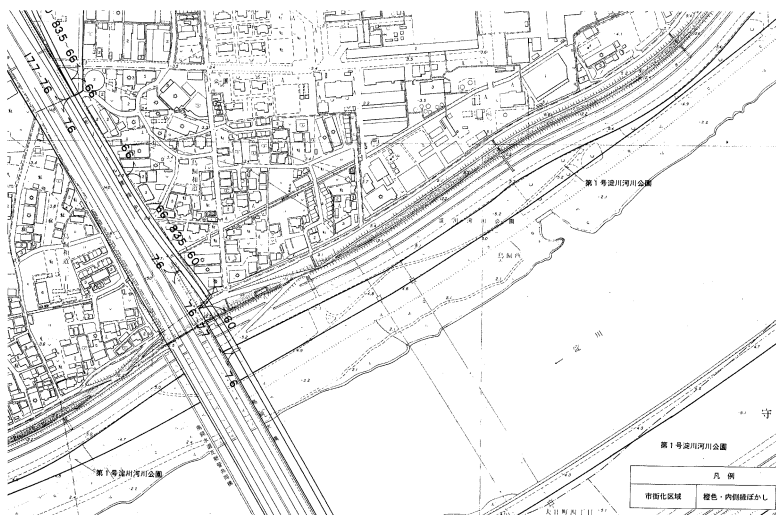


図3-4 淀川河川敷公園

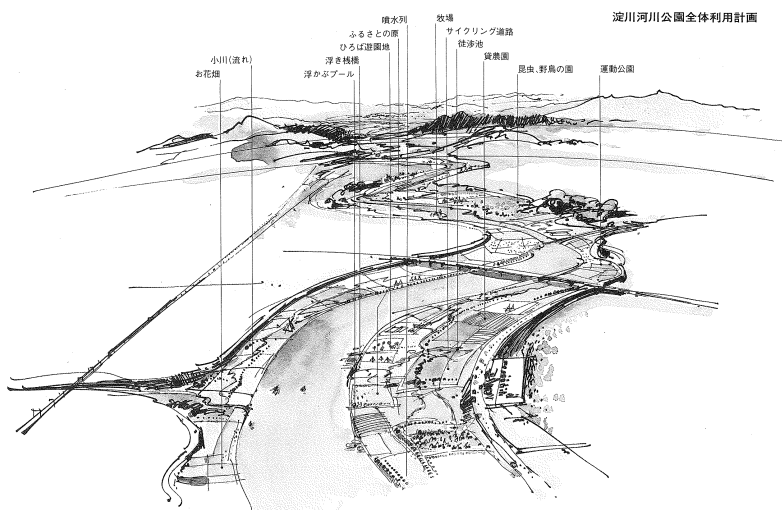


図3-5 淀川河川敷公園利用計画

図 3-5 が、淀川河川敷公園の利用計画というんですけど、かなり早い時期にこうした、すばらしい絵を、河川、当時ですから地建の淀川の事務所長さんが、こういうような公園利用計画として、素晴らしい絵を作られて、報告書が出されてました。今でしたら多分、真ん中の公園として計画する部分とこだけ描いたと思うんですけども、今と違ってきちんと周りをどうするんだという、斜景から全部分かるような、パーツの絵を描かれていて、書かれている

調査報告書の中身も素晴らしい文章だったんです。それが図 3-6 ですが、淀川河川敷公園を本当にいいものにしたいという思いが、ご担当される所長自らのお言葉でかかれていて、今みたいに形式的に挨拶をしてくれといったお言葉ではなかったのが、非常に感激しました。このパーツの最初がですね、本当にすばらしいんですけどもね、「川と人間の新しいふれあいがこれから始まろうとしている。いにしえ、人々は飲料水の必要性から、川の近傍を選んで定着したのであろうことは、想像に難くない。こうして川と人間の関係が生じたが、長い間川は、農耕のための灌漑用水を提供し、また重要な交通路であった・・・。」ということで、まだずっと続くんですけども、こういうものが、報告書の最初にきちっと

入っているんですね。それで非常に感激しまして、本当はこういう方が現場で、淀川河川敷公園の整備をされていたら、めちゃくちゃいいもんになったやろうなと思うのですが、ちょっと遊びと言ったら遊びかもわからないのですが、それくらいの、余裕のある、遊びがあって淀川河川敷公園を造ろうというその考え方が、素晴らしいと思いませんか？これを見てね、ああいいなと思ったのですね。



江上船
一道長江通千里
漫漫流水漾行船
風帆遠沒虛無裡
疑是仙查欲上天

嵯峨天皇御製「河陽十詠」の内より(北郷写)

はじめに

川と人間の新しいふれ合いがこれから始まろうとしている。

いにしえ人々は飲料水の必要性から、川の近傍を選んで定着したであろうことは想像にかたくない。こうして川と人間の関係が生じたが、長い間、川は農耕のためのかんがい用水を供給し、また重要な交通路であった。近年では、人家や田畑を洪水から守る堤防の役割はますます大きく、一方では生活、産業になくてはならない都市用水を与えている。

川はまた、いつの時代にも社会の要望にそうように、その時の技術水準や経済力に応じ人工を加えられてきた。淀川にも長い歴史と多くの変遷があった。現在新しい改修工事が始まったが、これによって大都市の間を貫流する長さ35km、広さ2000haの非常に広大な河域が整備されることになる。これを河川公園として人々のいこいとやすらぎの場として提供しようとする企ては当然の帰結といえよう。

この河川公園は、川の流れ、広さ、長さの特徴とするもので、その自然さ、雄大さは都市の中にあって得難いものであり、川の流れはまた人々に、あるいは昔のよさを感じさせあるいは遠く故郷を偲ばせ、また魚や鳥や虫や多くの植物はもののいのちのあわれさを思い起させるかもしれない。

ピクニックやハイキング、各種スポーツ、水辺のリクリエーションなど、あらゆる人々にとって自由な利用を望むことができる自然庭園でもあり、また四季の風物詩ともなるようないろいろの催しが創造されることが期待されるのである。これはまさに川と人のふれ合いの序幕であり、その実現を心から待ち望むものである。

淀川工事事務所長 大石右正

図3-6 調査報告書の所長あいさつ

3. 5 千里川の区画整理

河川といいましたら、区画整理でずいぶんお世話になっております。図3-7は、またいい話の方なんですけど、ご存じの様に国道423号と千里川です。千里川の護岸工事でちょうど綺麗にし終わったときにこの区画整理に入ってしまったのですね。ただ、当時北急をずっと伸ばしてここが駅広だということで、ある程度北急の出たところで広場をとっておかないとあかんと。今まだきていませんから、もとあったカルフルの、今のヴィソラという名前ですけど、ヴィソラの南側に駐車場がありますけど、あれが駅広の予定地なんですね。

国道423走ってきた、北急から降りた人が溜まりがいて。千里川に、「すいませんちょっとよけてください」ということで、お願いに上がりました。池田土木さんなんかは、大丈夫かな？ということで、おっしゃられていました。でも国までいったほうが早いのかなということで、当時親水型の河川という事がはやり始めたときで、「そういう河川にします。」といったら、えらい喜んでいただいて、綺麗に整備済んだばかりだったものを、こういう形で動かしますよということについては、比較的、分かったという形で了解をいただきました。これもまた深いご縁がありまして、当時のお話にあらがったところが、都市河川室でそのときの補佐が、甲村河川局長です。どこかでお会いしたときに、お世話になりましたといったら、千里川の事はよっぽど無茶があったと思っただ、非常にいいものが飛び込んできたと思ったのかよく分かりませんが、よう覚えてはりましたわ。ちなみに、費用は用地もそれから親水河川整備も、区画整理側でもってます。

写真3-2はちょうど、よっこらしたときの、調整池ですね。調整池も実はまだ、

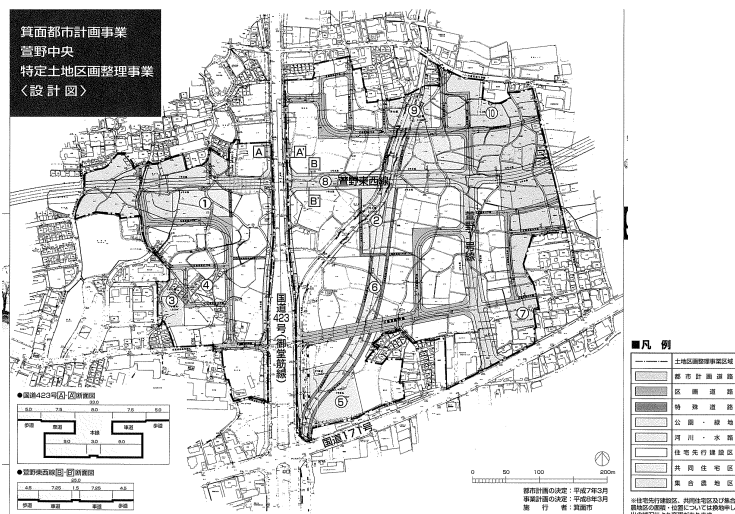


図3-7 箕面都市計画事業萱野中央
特定土地区画整理事業



写真3-2 調節池



写真3-3 親水型河川

工事の時のものですから、実は当時のものですから、なにもないですけど、ここからずっとみんな下へ下がって、自転車で走り回ったり、いろいろ使われています。写真 3-3 は、千里川の親水護岸で、非常に河川としても、みんなここらへんにして、クレソン採ったり、いろいろ楽しまれていて、一般の方々も、千里川を愛する会かな？ 守る会、育てるかな、そういう会を作っていて、よく入られていて素晴らしいところになっています。

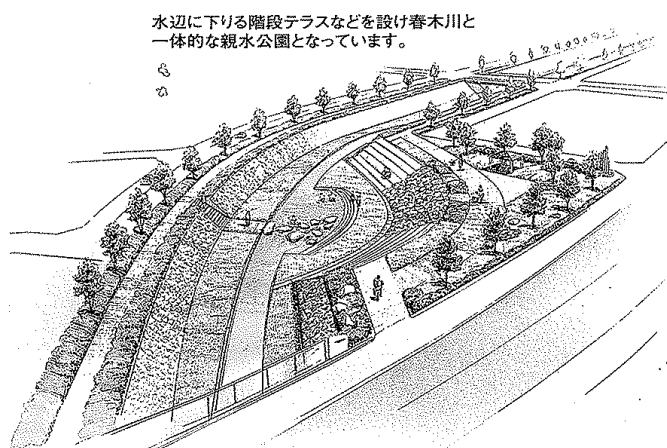
因みに今私どもがお叱りを受けている箕面トンネルからヒ素を流しているといわれるのが、千里川でございます。ただ、ちょっといい機会なので言い訳しますと、新聞には環境基準をオーバーという事で書かれているんですけども、ほんの何年か前までは、環境基準よりはるか下で、たまたま環境基準がきつくなっちゃって今は環境基準をちょっとオーバーしている状況です。確かに問題ありと今言われておりますので、今それを一生懸命除去する方法はないかということで、もう少し早く検討した結果を箕面トンネルの方で事業をやる予定だったんですけど、あまりにも大量な水で、あまりにも薄いヒ素を除去するのが意外と難しくて、今は概ね方法が分かって、最終的にそれでも問題が無いかどうか検討をやっているという状況でございます。日本全国で、これだけ薄いのにほんまにやるんかとか、むしろ違う方向で話題提供になるんじゃないかという風に思っています。ただ、こういう形で入っても全く問題ありませんで、農業用水としても全くクリアできているようなヒ素の量ということでございます。昔造ったところに、そういうものを流したというて怒られているのもなにかの縁かなという風に思います。

3. 6 春木川・西豊川の区画整理

図 3-9 の春木川の親水護岸は、河川さんにお世話になりまして、ふるさとの川整備事業でやっていただきました。但し場所は、区画整理の中ですので、土地は区画整理側で提供しております。

写真 3-4 の西豊川というのも、小さな区画整理なんですけども、廃川敷的な河川用地が中にありまして、そのまま河川沿いに管理用の通路として、歩道を換地でお戻ししています。これは非常に協力をいただきました。協力していただけなく、大喧嘩したのがあって、その図面が見つからなかったのが、近くで実施した西豊川の事例を紹介しました。

大喧嘩したのも区画整理で、一般の方が3割減分ぐらいでやっているところに、河川の土地は全部戻せと言われた分がありました。公共用地ならわかるけど既に廃川敷じゃないですかというようなことで大喧嘩しました。その区画整理がどうしても思い出せなくて、探していろいろ見ていたら、お世話になった方ができました。このときはずいぶんお世話になって、ありがとうございました。

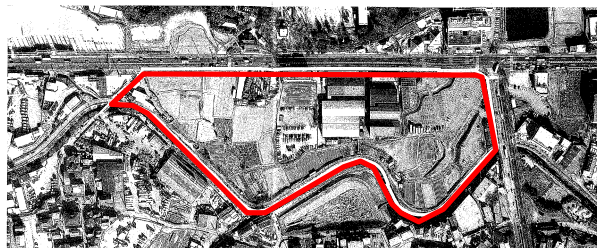


水辺に下りる階段テラスなどを設け春木川と一体的な親水公園となっています。

図3-9 春木川親水公園

◆施行前・後

施行前



施行後

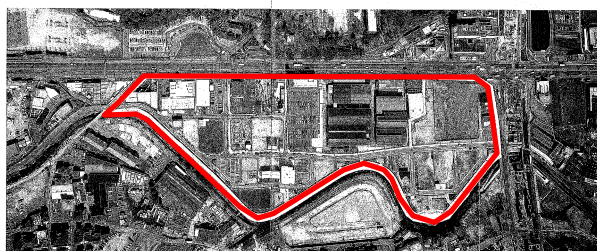


写真3-4 茨木市都市計画事業
西豊川北地区土地区画整理事業

3. 7 スーパー堤防

スーパー堤防の話の後にはちょっとしないといけないんですけども、時間があまりにもなさすぎて、どこからどう話をしているかわからないですけども、市街地整備と一緒にやった皆さんご存じの沿川整備基本構造全体図面です。この中で一番よく紹介される伊加賀西の区画整理と一緒にやったスーパー堤防なんですけども、これについては非常に両方で知恵出し合って、うまくいったように思っております。



図3-9 沿川整備基本構想とスーパー堤防

図3-10も換地の絵を描いているときに、私としては、河川の堤防のほうに農地の換地を全部もって行って、緑豊かに見える様なものを造りたかったんですけども、スーパー堤防で、何とかならないかと言っていいたら、ある方に、「何言ってますねん!! 田んぼとか畑は、水がいますねん。水というのは、上から下に流れるんです。そんなもんいちいち上げてたら、金かかってしゃーないわ。」とえらいお叱りうけて、今の換地の絵になったという思い出があります。これはいい例ですが、ただ残念な事には今だに区画整理で上手くいった例は伊加賀西だといわれます。本当はだいぶん昔の話なんで、他の事例で言って欲しいなと思うんですけど、他の事例が出てこない。ということは、それほどスーパー堤防というのは、難しいのかなと思っており

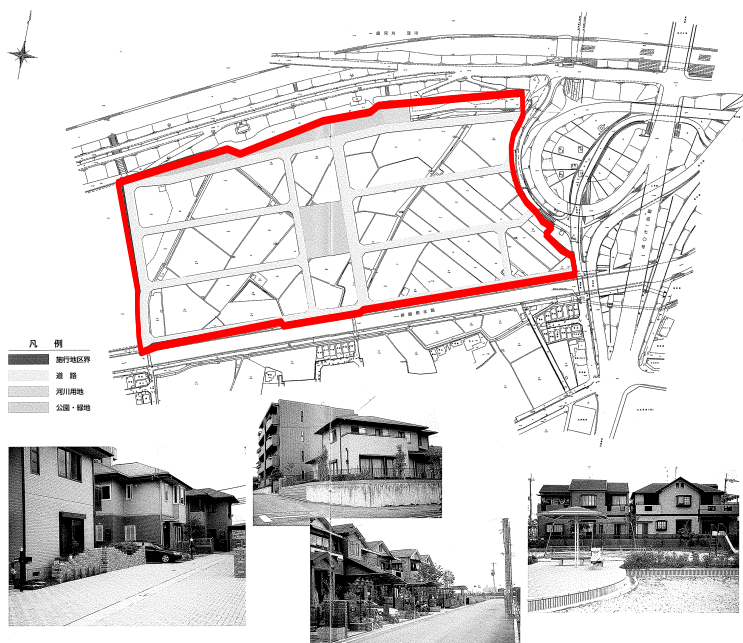


図3-10 伊加賀西土地区画整理事業

ます。

時間がおしておりますので、図 3-12 が、大和川の沿川整備の構想なんですよ。

河川と市街地整備を、ここで一緒にやっていくということなんですけども、これについてもいくつか自分自身の中に残っていて、未だに答えがみつからないことがありました。一つは、ちょうど総計課長をやっているときに、会検の方とまる 3 日スーパー堤防のおつきあいをしたことがあったのですね。会検の方がスーパー堤防勉強したいから、ずっと教えて

くれということで、現場と部屋で中身の説明という事で 3 日間おつきあいしていたんですけど、最後の日にこちらのぼろが出たというのか、言っている間にものすごく矛盾が出てきてしまいました。それは、スーパ堤防をなんで造るのだ、プライオリティはどこから作ったらいいねんと、というようなご質問だったんです。そのときには事業手法の問題とか終わって、最後のご質問だったのですが、人と財産と守っていかないといかんし、都

会では守るものなのです。と、そこまではよかったのですが、ちょっと後で、いらん事を言いました。後の河川局長をやられた竹村公太郎さんが、地建の局長をやられているときに、たまたま局長室でお話を伺うことがありまして、机の上に図面をばさっと広げて、それは、近畿の図面なんです。近畿の図面で、なんで、スーパ堤防が必要か説明したる!!ということで、説明し始めたのが、男山というのか、島本町の東側のところで、桂川とか、宇治川とか三川合流しているところありますよね。皆さんの方が、詳しいとは思いますが、昔は三川合流しているところというのは狭くなっていて、もし洪水がおきたら詰まっていたのだと。詰まった水がどこへいくかといったら巨椋池にいついたと。巨椋池に昔は水が溜まって、大阪市の財産とか、人の命を助けていたのだと。そういうようなことをやってきたのだが、巨椋池は干拓されて、溜めるところは小さいところだけが残っていて基本的にはないんだと。今更、干拓された所に水を戻すわけにはいきませんし、あそこにももう既にたくさんの人が住まれているから、水を安全に流してやらなければいかんと。だからスーパー堤防はいるんだと。その話が頭にずっと残っていたのですね。会検の方が、それやったら、大阪市内が、君は大事ななか、それとも大阪の反対側、淀川だったら右岸側が大事なのかどっちやねん、どっちを守りたいんやというんですね。それが、プライオリティというものと、どっちの財産と人が多いんやといってご質問されたら、確かに財産も人も、大阪市内が多いですなと、それやったら、大阪市内側を先にやって、少ない方は後になるのちがうかと、

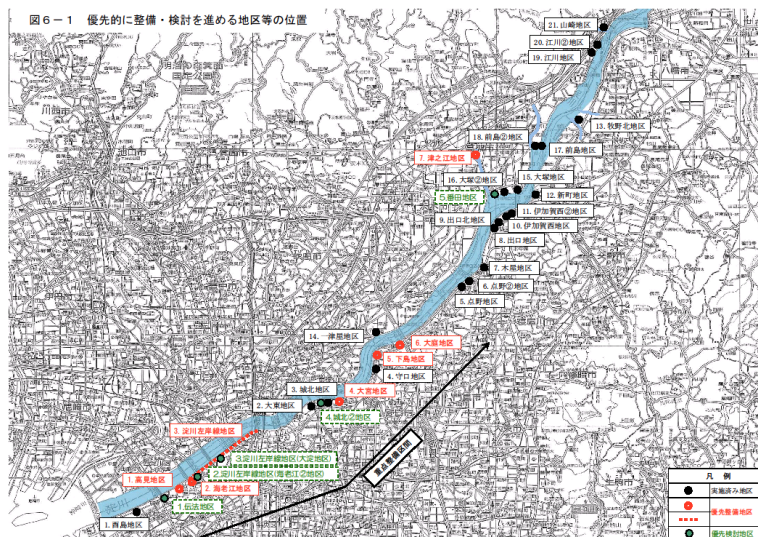


図3-11 淀川の優先的に整備・検討を進める地区

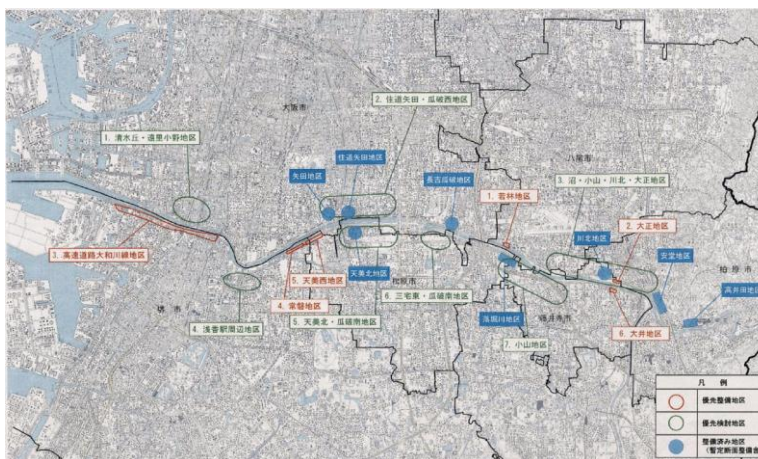


図3-12 大和川の優先的に整備・検討を進める地区

こんな順番考えずにやっとならあかんど。どういう考えで整備するかと言うのをもっときちっと考えるべきである。と、そういうお言葉をいただいてしまって、実はもう返事が出来なかったということがあります。それで、未だにその答えはようさんままで、スーパー堤防は、必要なやなというふうに残っているのが、一つでございます。

もう一つ残念なのが、先ほども伊加賀西の話をしましたけども、未だに伊加賀西やなということで、申し上げたんですけどもちょうど、スーパー堤防を担当している平成6年に都市局長と河川局長が一応手を結んでいただいて、今後スーパー堤防と一緒にやっていくのだというようなことでおっしゃられて、各府県に通達を出しました。まあスーパー堤防をやるところはしれていますけど、そこに流されたんですね。そのときにご担当された専門家の方と話したら、作ったのでこれでやれるからがんばれよと、というような話を聞いていました。そのときの発想としては、都市局がお金がないからというよりは、スーパー堤防の方が場所はここだと特定した事業をやるんだから、最初の一步は河川から出せるようにしておけば、先行取得になるのか、お金の使い方いろいろあるとは思いますが、あとは動けると聞いていたんです。ところがですね、それも両局長通達が、最初は内々で出来たと聞いていて、それを出すと聞いて、それから今度は課長通達でも、「こういう形で一緒にやれ」というのが出るんやということ saying 言っていたはずなんです。でも、最近それが、どこいったかわかんないような状況で、相変わらずスーパー堤防は動いてへんと言うことで、折角、同じ土俵で、調整出来るような一步が出来ていたにも関わらず、後ろには全く進んでいないというというのは、非常に残念な思いがします。とりとめもない思い出ばかりになっちゃったのですが、こういう形でものが出来ても、出来なくても、同じように大阪を良くして、安全な町にするんやということで、同じテーブルで話が出来ると、ということで、お互いすごいいく分かるとは思いますが、まったく違うところには立っていないんで、仲良く喧嘩するという形で、河川と都市側というんですか、一緒にやっていければなという風に思います。

4 最後に

最後に、皆さんご存じだとは思いますが、淮南子の一番元の文章なんです。築土構木というのが、3行目にありますが、その話をしたいなと思っていたのですが、土木である以上、築土構木というのは、安全な街を造って、困っている人のために、これは民のためという感じにはなるんですけども、われわれは聖人でもなんでもないとは思いますが、気持ちは持っておきたいなということで、ちょっと都市整備という名前に変わっちゃったもので、いかがなものかと思うんですけども、土木にある人間、築土構木の気持ちはずっと持って仕事をやっていきたいという風に、やっぱり還暦過ぎると思いますので、また、どうぞ皆さんのご指導をよろしくお願いします。大変長くなりまして、とりとめもなく、ありがとうございました。

古者民澤處復穴、冬日則不勝霜雪霧露、
夏日則不勝暑熱蜚蜚。聖人乃作、為之
築土構木、以為室屋、上棟下宇、以蔽
風雨、以避寒暑、而百姓安之。

淮南子
圖4-1

5 質疑応答

<金井氏>

今日、副会長に選出されました、愛する会の金井でございます。進行役を仰せつかっておりますので、皆さんの忌憚ないご意見を伺いたいと思います。

伺うところによりますと、池野会長はですね、正木さんに辛辣な内容の河川批判をやれというようなことでお願いしたいと。もっと皆さんが、カリカリするような内容をもっと提供されるかと思っていたのですが、比較的穏やかで、時々ちくりちくりとやっていただきました。

私も河川ばかりやっているように思われているんですけども、実は都市部門合計5年やりました。そのうち3年間本課ですね。都市整備だとか、土木だとか、いずれも正木さんと机を並べておりました。今正木さんが理事長されております道路公社に3年間務めさせていただきました。そういった関係もございまして、進行役をやらせていただいております。どうぞ皆さん忌憚ないご意見、どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。



写真5-1 金井進行役の挨拶

<質問>

私は田舎河川しかやらせていただかなくて、都市部の都市計画の関わりというのか、霞ヶ関に厳しくご指導いただいた経験はあまりなかったのですが、昔、打上川の治水緑地をやった時に、くみかわ都市計画といわれたんですけども、うたずに、そのまま事業やっちゃったと、うてど、響いて開いたという認識はあります。

多目的遊水地の場合ですね、公園と河川で共同事業ということで寝屋川の緑地とかうまくいったわけなんですけども、地下河川でにいまる河川のお話、先に街路をやって、それから河川が入ったということで、なかなか道路とタイミングがあわへんと。事業のスケジュール上の話になってくると思うんで、都市計画論上の話とは別かもしれないんですけど、われわれ頑張って続けていきたいと思いますんで、アドバイスいただけたらと思います。



写真5-2 質問状況

<正木氏>

今日ちょっと話さなあかんと思いがらできなかったのは、一番最初の地下河川の時に、東京都の七環の下に神田川が結構早い時期に入ってて、実は話聞きに行ったことがあったんですよ。権利関係どうするんやと言うことで、あのときは道路が先で、河川が後でできちゃったわけなんです。共同、合併みたいな形で、多目的遊水地みたいな形でやるのか、都計上は実は重複は、機能阻害さえしなければいくらでも可能なんです。でも、重複都計をやっても、都計法の中で全く事業費の事の担保性が都市計画税以外無いものですから、しかもそれでもって、絶対事業が出来るんじゃないですから、事業費がど

うなるというのでスケジュールが左右されるということになりましたら、都計ではもうどうにもならない話ですね。実は、お亡くなりになったマエダヨシタニさん、大阪府の都市計画をやっていた我々にしたら神様みたいな方だったんですけど、マエダさんが言っていたのは、都市計画法が新法になって非常に悪くなったと。全体の流れというよりは、事業費の担保が本当にとれなくなったというのが全てであると。それまでも、土地増価税とかいろいろアイデアはあって、例えば、今の事業所税的なものも都市計画でとれるような形で、もともとの旧法にはアイデアとしてはあったんですね。そういうのも、全部新法でとんじやったもんですから、やっぱり、事業費が都市計画に欲しいとしか言いようはないですね。事業費の負担については、これも今日恨み辛みをいわないかなと思って、うっかりいわなかったんですけども、遊水地を造るときに最初の事業費の分担と、将来の管理費の費用割合を考えて、最初の事業費分担を決めましたでしょ？

そのときに 50 年確率とか、30 年確率とかちょっと数字忘れちゃったんですけども、そういう形でそれぞれ使ったときにどういう形でいるとかいうので事業費をはじいて、公園の方は最初の分事業費を出さなくていいとかやったにも関わらず、最近の気候不順で毎年きたでとかね(笑)

そういうこともあって、ああいうのも見直ししてあげないとあかんよないうようなこともありました。

<金井氏>

あの寝屋川の遊水地は比較的事業ペースもあって、まあ仲良くいったほうではないかと。今地下河川の話は、木津川線にしましても第二京阪にしましても、道路が先だったんですね。そこへ河川がいった、後で、都計法がいったと。逆のケースが、淀川三川いろいろケースがあると思いますね。あと、事業ペースとどう合うかということで、上手くいったり、喧嘩になったりしてきたんではないかと思いますが、今までの行政経験者はどちらかといいますと、川とか道路とかかたよっていたと思うのですが、最近ではずいぶんと両方やられるという方が多くなっていると思います。

どなたか。どうぞ。

<質問>

私は何点か。一点は河川は関係ないのですけども、緑地帯と耕地帯の図面をりましたよね、あそこでね、耕地帯がずっとあったんですけど、あれ、今はどうなっているのでしょうかかなと？

<正木氏>

場所の特定は全部やってはいないんですけども、一番わかりやすいので説明したのが服部緑地で、実際にはずれてはいるんですけども、最初に決めたやつが緑地帯で、4 年後に空地帯の考えがでてきたんですね。だから、横にあれば一番わかるんですけど、この空地帯とその前に決めた緑地帯とがめちゃくちゃ一緒なんですよ。結局 4

年のずれをもって、この計画がそれぞれでているものですから。空地帯そのものは、戦争の関係でやってただけなんですけども、場所としてはほとんど一緒ということで、中央環状線は非常にわかりやすいというのか、丁度この 4 大緑地をかさねて、空地帯が残っているところは中央環状線がきてるという感じですね。あとは、内還のところがまた一部あるんですけど、これ整備時期と合っているのかどうかまで



写真5-3 質問状況

は、こちらも検討していません。中央環状線もあきらかにわかっています。とうぜんながら昭和の 40 年代からの話なんで、こういう形で空地で残っていたところを、ずっと結んだのだと、その後外側の外環については、まったくグリーンベルトから外の話なので、これでていません。

<質問>

ありがとうございます。つづいて、淀川公園の話なんですけど、水辺までいれて川って話があったと思うんですけど、洪水になって地形が変わるんですけど、そういう議論はあったのでしょうか。

<正木氏>

それは、なかったです。都市計画の線がとにかく有効ですから、あとで地形がかわろうがなにしようが、そのあとでいろんな議論があったときに、都市計画の線はこれは今で言うと GIS のように決まっていると。実際地形地物で決まっているのですけども、その地形地物が動いたときにどうやと言ったら、上からの GIS 的に決まっているから、動かないということなんで、地形が変わっても問題ないということで判断しております。

<質問>

最後に一点だけ。もともと川って、市街地と対局にあったということなんですけども、大石所長さんの、川と人間の新しいふれあいということで、船であるとかカルフルのところであるとかご紹介いただいて、水都再生なんかでも、川と人間がふれあうまちづくりになってきていると思うんですけども、そういう川沿いの市街地のまちづくりの方で、都市計画の側からどのようなアプローチをするべきとお考えなのかちょっとご意見を教えて下さい。

<正木氏>

めちゃくちゃ難しい事聞してる。(笑)

スーパー堤防とか大きい河川は別として、道頓堀のあたりとか、いわゆる市内の景観をやったときに、景観条例のかけ方というのを少し考えるだけでずいぶん街は変わるのではないかと思います。川側に向けたようなまちの景観を考えると、出入り口が川側にあれば全然違ってくるのは、河川整備をやったときにいろいろ出てると思うんですけど、手を繋ぐのに背中合わせになっとったらずくって、やっぱり向かいあわないかと。それだけで街はずいぶん変わるとは思うんですけども、それ強制的にやろう思ったらなかなか難しいんで、もう景観でさらっといってしまうのが一番やりやすいかなと思っています。

<金井氏>

まだ、しばらく時間ございますんで、どうぞどなたか。どうぞ。

＜質問＞

ちょっと今は都市計画の人に懺悔をしたいと思うのですが、私がいわゆる河川をやっておりますね、計画決定をするということについては、出来るだけ先へ先へとなるんです。

その理由はですね、一回こう計画決定を決められると、それに非常に縛られる。で、河川は、先ほどおっしゃったように雨の規模も変わったら計画も変えないかんし、法線もある程度はあっちこっちせないかんという風な事がありましてね、それから、この計画決定をやる度に各部署のあれだけの数の判子をもらい歩くというのがですねとても耐えられなくて、出来るだけ河川は事業認定をとって河川の中で事業をやっているということを考えました。それについて正木さんどうお考えですか？



写真5-4 質問状況

＜正木氏＞

おっしゃるとおりでございますんで、唯一こちらで言い訳をするのでありましたらですね、事業の終わったあとに、いつまでも問題は引きずらないというその良さがあるんですね。というのは、都市計画のときには、今は、環境アセスメント法も出来てからきちとなったのですが、出来る前からでも結構全部都市計画審議会にかけるということで、かけるとこまできたときには、ややこしい話、地元の話とかほとんどの場合整理してしまえましたんで、その後そんなに引きずってはないんです。若干反対の方とかいろいろ残る場合があるんですけど、実は都計でやったものと、都計でやってないものと比べてたら、都市計画でやってないものは未だに引きずっています。結局どこかできちっと整理するっていうのは、それなりに意味があるんじゃないかとは思いますが。でも、おっしゃられたとおり、時間かかりますんで、早くスタートせなあかんものは、早く出来るようにやられたらいいし、スタートまでの若干時間があって、その代わりきちっと整理しようということであれば、そういう手続きをとられたほうが多分楽だということで、入ってから早いか、入るまでに早く着手できるかのある程度の割り切りが必要かなとは、思うんですけど。どっかからおこられると思いますよね(笑)

＜金井氏＞

もう、お一方か、お二方、お願いしたいんですが、若い方でいらしゃいませんか？どうぞ。

＜質問＞

二点ほどお聞きしたいのですが。現在、河川室の方でお世話になってまして、「大阪の例えば、道頓堀とか、大川とかも江戸時代、それから、明治初期の時代の絵」など昔の絵とか見させてもらう機会がありました。見せていただいた時に、別の先生から当時は川を中心にまちづくりをしていたと、川はまちの中心であったというようなお話を聞いて、あと、ま



写真5-5 質問状況

た別の先生からも、陸から川を見たらあんまりよくないよと。川から街を見なさいとよく言われたんです。

要は、一つ目の質問なんですけども、川から街づくりは今でも可能かどうかというのを、お考えをお聞かせ願いたい。何をすればわかるんであろうかということ、もしあればお聞かせ願いたい。

もう一つが、ちょうど、**宇治**の時代にですね、関空島の線引きでご苦労されたということで聞いてまして、今でも**エプロン**はしんどいというお話は聞いていたんですが、そのとき、「関空で都市活動が行われているか否かということで線を定められている。」というのをちょっと思い出したんですけども、そういう意味でいけば、大和川と淀川の重複しているわけですけど、今正木さんは、川か陸かといった場合、どちらをお考えになっているのかなと、意見をお聞かせ願いたい。

<正木氏>

なんかむちゃくちゃ、難しいんですけど。ちょっとあとの方から。新法出来た昭和 43 年に法律にずいぶんご尽力なさった**オオシオユウハチロウ**さんと言う方が都市計画法の中の農林漁業のところで、漁業は言いすぎたというのがあったんですよ。その後で書かている本を読んでいたら、漁業というのは都市活動ではないんですよと、農林まではよかったけども、漁業はやりすぎたなということをおっしゃられて、いろいろ書かれていることを読んでいたんですね。そうすると、河川はどうだろうなと実は今日考えたんですけど、漁業というのは転換出来ないという、この漁業は海なんですよ。都市に転換出来ないという書き方がされていたんですよ。でも河川でそうじゃなくて、今日お話したみたいに、公園機能とか河川の中でも用途を色塗りしている所もあるといったのは、例えば橋梁一つでもやりようによれば用途の土地利用は可能だと思うんですね。まあ実現は非常に難しいとはおもうんですけど、例えば幅広の橋梁なんかで、昔は屋根のついた橋なんかはありましたけども、そういうむちゃなことは別としても、やりようによれば都市活動ってその場でできるんですね。ということは、河川というのは、都市活動へ転換できる可能性があるという風に思っています。**オオシオ**さんの書かれた時に、農林漁業の漁業はやりすぎだと書かれてたといいながら、漁業というのは都計法の中でまだ残っていますが、そういう意味では河川というのは土地利用転換の可能な施設であるという風に理解しています。もっと、転換出来ないという形じゃなくて、出来る方法でものを考えたら結構いろんな利用ができるかなと、確かに一番重要な洪水なんかを起こさないそっちの機能があるんだけど、それ以上に日常的にいろんな使い方ができるというのを、もっともっと模索できる可能性がものすごい広いんじゃないかなという風に思っているんです。

河川からのまちづくりは、先ほどのあれと一緒に難しいんです。景観ぐらいしかないかなというてたんですけど、一回関東地建の人に頼んで、東京の川から堤防のどこを見せてもらったことがあったんですけど、そのときに大阪とずいぶん違うなという感じを受けまして、なんかむこうは空が広がったんですよ。大阪の川から空をながめたら、ものすごい空が狭くって、それだけもう完全に都市の中に川が入り込んでるという感じなんですね。それで先ほど申し上げたみたいに、どうこうするというよりは、景観的に少し川の方を向かすような、あるいは、汚い、壊れかけたものが川に向くんじゃなくて、川の方に綺麗なものが向いて、そこを少し綺麗にするだけでね、川からもっともっとものが見れるようにしたら、お互いにひっついていくんじゃないかということで、さっきも景観くらいですかねといういい加減な話をしたんですけど、それくらいしかないかなと思ってます。東京を見た感じでは、東京はもっと市街地開発事業をいれてきちっとやれるとこだと思いました。あんだけの空が広いというのは、逆にそう

いう事業をきっちり入れないと一体化は難しいんやろという感じを受けましたけど、大阪の場合の淀川とか大和川とかは別として、大阪の場合のあちこち川をみていたら意外ともっと溶け込んでいるから、もう使いようだけやなと。それと上辺をどうするかだけでいけるかなと、結構感覚だけなんですけど思います。

みんな難しいんです質問が(笑)

<金井氏>

はい、ありがとうございました。最後にもうお一方。どなたからでも結構ですが、はいどうぞ。

<質問>

質問ということではなく、要望というか反省というか将来に向けてということなんですが、住道地区の矢板を、もうあと20年、30年でなんとかしなければいけないと思っております。そういった際には、こういった都市計画という街づくりの中でいろいろ考えていかなければいけないんじゃないかなと思っています。もう、そういった始めるべきでないのかなと、30年、40年、50年が、すぐ経ってしまおうと思ってしまうと、非常に痛切に心配していますので、反省点として、考慮に一旦入れさせてもらいます。

<正木氏>

ありがとうございました。今それ、思い出しましたわ。住道地区の中之島をのかして、ある公園を縮小せよというのもありました!! もっと愚痴はいっぱい(笑)今、また思い出した。それ、すいません、今日話忘れましたが、はい、やっぱりずいぶんご縁が深いんやなと言う気がします。(笑)



写真5-6 質問状況

<金井氏>

ずいぶんと手を挙げられているかたも多かったのですが、予定しておりました時間がまいりました。申し訳ないですが、このへんで意見交換会を終わらせていただきます。どうも、みなさんありがとうございました。